

平成 27 年 9 月 11 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

平和安全法制による地方自治体の対応に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

平和安全法制による地方自治体の対応と市長の考えについて

2 質問の要旨

安保法制について

平成 27 年 9 月定例会に於いては松中健治議員、赤松正博議員から、平和都市宣言を有する鎌倉市の市長としての賛否や見解が問われたが、何故答えなかったのか。

そもそも市長は安保法制とは何を指して答えなかったのか。

平成 27 年 5 月に内閣が閣議決定し、国会へ提出した「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案」のことを、市長としては安保法制と指すのか。

先述の法律案が可決された場合、「武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律」が改正され、現状武力攻撃事態等に於ける特定公共施設等の利用は、自衛隊と米軍の行動について地方自治体として調整が必要だったものが、新たに米軍以外の外国軍隊の行動についても利用調整に含まれ、地方自治体としては、現状と大きな変更になり、地方自治体の責務も市民保護の観点から、大変重要であるが、それでも市長は基礎自治体を預かる身として何ら見解を示さないのか。具体的な例として、特定公共施設の利用調整の改正について賛否は如何かその理由については何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ⑧

（理由：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する為の法案成立までに基礎自治体の長としてきちんと見解を示

してほしい。)